

## □ 牛疾病検査円滑化推進対策事業



### ■ 事業の目的

死亡牛の牛伝達性海綿状脳症(BSE)検査が円滑かつ的確に実施されるよう BSE 検査及び検査のための採材等に対する助成を行います。

### ■ 死亡牛の BSE 検査対象(令和 6 年 4 月 1 日見直し)

- ① 死亡前に BSE の特定症状※を呈していた牛
- ② 死亡前に特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈していた牛

96 か月齢以上の死亡牛の全頭検査は廃止されました。

※特定症状：興奮しやすい、音、光、接触等に過敏に反応する。

頭を低くして柵などに押し付ける動作を繰り返す。

感染症の疑いが無く、かつ、原因が不明の進行性の神経症状を呈する等。

### ■ 助成内容

今回の見直しで、検査促進費、検体提供費の支援が新設されました。

検査促進費は、獣医師による検査対象かどうかの判断に必要な死亡牛の生前情報の提供を促進するための費用です。

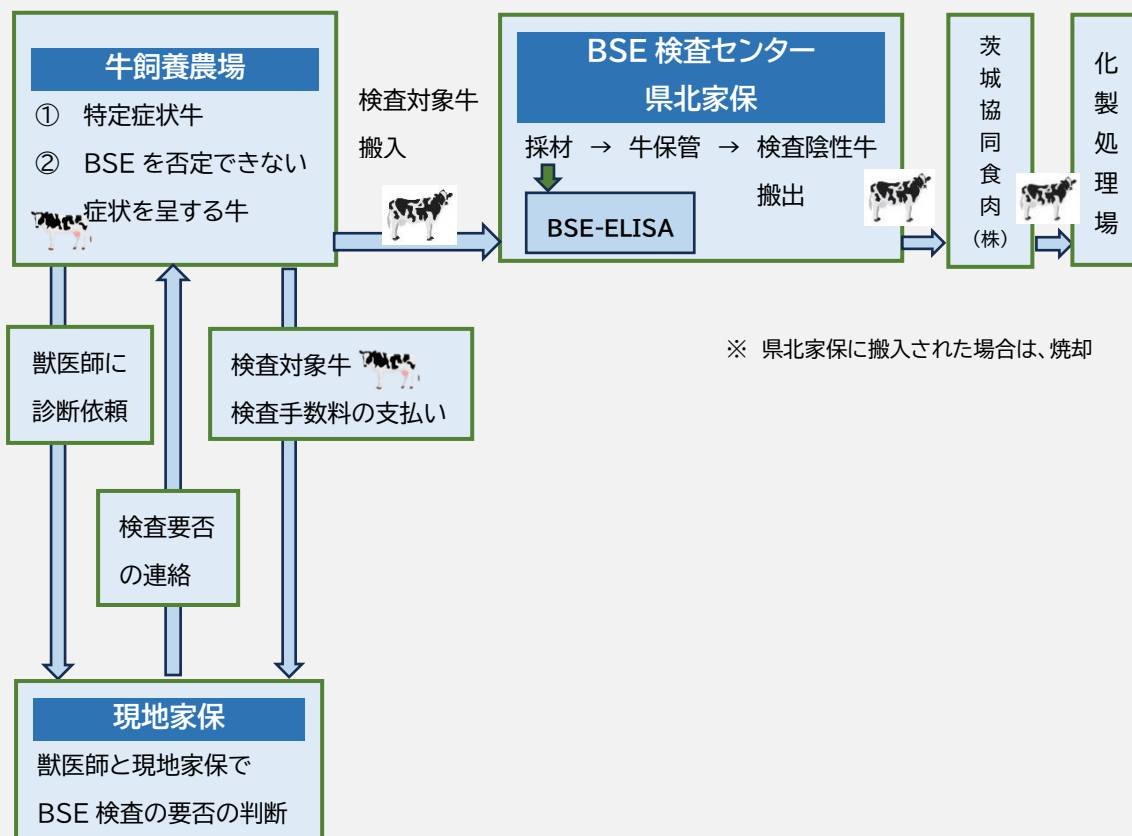
検体提供費は、農場から BSE センター等の一時保管施設までの輸送費に相当する額を助成する費用です。

検査促進費、検体提供費は、検査対象になった場合に事業対象農家に支払われます。

BSE 検査手数料は、これまで通り農家負担はありません。

	助成額
検査促進費	6,000 円/頭
検体提供費	6,000 円/頭
BSE 検査手数料	18,000 円/頭

## ■ BSE 検査の流れ



## ■ 牛飼養農場の皆様へ

死亡牛が、死亡前に BSE の特定症状を呈していた、若しくは、BSE が否定できない症状を呈していた場合、獣医師に診断を依頼してください。

獣医師と家畜保健衛生所は、生前情報を基に BSE 検査の対象か否かを判断します。

BSE 検査対象となった場合、BSE 検査センター若しくは県北家畜保健衛生所に対象牛を搬入します。「死亡牛処理整理票」を輸送業者、化製場に提出してください。



死亡牛処理整理票.  
pdf

## ☎ 事業についての問い合わせ先 ☎

(公社)茨城県畜産協会 衛生課 (TEL029-225-6697)

リンク集(農林水産省 HP):

☞ [牛海綿状脳症\(BSE\)関係:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

# 死亡牛処理整理票

公益社団法人 茨城県畜産協会  
水戸市梅香1-2-56 TEL 029-231-7501

化製処理業者		所有者住所		氏名		JP-	
所在地				処理費	円		
名称							
受取日				確認者	印		

運搬(搬出)業者		所有者住所		氏名		JP-	
所在地				輸送費	円		
名称							
受取日				確認者	印		

BSEセンター搬入 及びBSE検査(ELISA法)		所有者住所		氏名		JP-	
搬入日	年 月 日			検査番号	No.		
検査機関名	県北家畜保健衛生所			検査結果	陰性 ・ 陽性		
監査月日				確認者	印		

運搬(搬入)業者		所有者住所		氏名		JP-	
所在地				輸送費	円		
名称							
受取日				確認者	印		

診断獣医師		所有者住所		氏名		JP-	
氏名							
生前情報提供の有無				有 ・ 無			
BSE防疫指針第3の1の(1)の分類				アa ・ アb ・ アc			

所有者(管理者) ※すべての太枠内に記入してください

住所				性別	雄(去勢) ・ 雌		
氏名	印			死亡年月日	年 月 日		
電話番号	- -			個体識別番号	JP-		
死亡場所	畜舎 ・ 運動場 ・ その他			生年月日(月齢)	年 月 日生(ヵ月齢)		
種類	ホルス ・ 黒和 ・ 交雑 ・ その他			死亡(廃用)の原因			
所属組合名				診療獣医師名			